

## 第42回 基本計画部会 議事録

1 日時 平成25年8月26日（月）11:00～11:57、13:00～15:16

2 場所 中央合同庁舎4号館12階 共用1208特別会議室

3 出席者

## 【委員】

樋口部会長、深尾部会長代理、安部委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

## 【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局経済統計課調査役、東京都総務局統計部長

## 【事務局等】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、横山総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付企画官

4 議事

（1）基本計画部会における審議の整理

（2）「次期基本計画に関する基本的な考え方」の整理の仕方

5 議事録

○樋口部会長 それでは、ただいまから第42回「基本計画部会」を開催いたします。統計委員会に引き続き、縣委員、川本委員が御欠席です。

それでは、資料について説明をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 御説明いたします。議事次第を御覧いただきたいと思います。

配布資料ですけれども、

資料1 平成24年度統計法施行状況審議結果整理票（基幹統計の整備）

資料2 平成24年度統計法施行状況審議結果整理票（事業所母集団データベースの整備）

資料3-1 我が国における国際統計分野の人材育成、国際貢献等の状況

資料3-2 平成24年度統計法施行状況審議結果整理票（グローバル化への対応）

資料4 平成24年度統計法施行状況審議結果整理票（基本計画の推進）

資料5 平成24年度統計法施行状況審議結果整理票（統計分類等の見直し）

資料6 「次期基本計画に関する基本的な考え方」の整理

についてです。

ほかに参考1、参考2と2つの参考資料がございます。

私のほうからは以上です。

**○樋口部会長** それでは、本日の1つ目の議題ですが、6月から先週までの基本計画部会で審議しました事項につきまして、事務局と相談し、審議結果整理票として施行状況の評価や次期基本計画における基本的な考え方等につきまして、まとめてみました。これにつきまして、御審議をお願いしたいと思います。

まず「基幹統計の整備」の項目について、事務局から取りまとめ案について説明をお願いします。

**○澤村総務省政策統括官付企画官** それでは、説明させていただきます。

本案件「基幹統計の整備」につきましては、去る6月21日に一度御審議いただいたものを再度まとめたものです。

また、「基幹統計の整備」に関しましては、現行計画では本文に統計法等の該当条文を書いております。

また、別表の別紙には当時の旧法下の「指定統計から基幹統計に移行する統計」「新たに基幹統計として整備する統計」というものがあります。

さらには「将来の基幹統計化について検討する統計」というそれぞれの区分に応じまして記載されているところです。

この現行計画の記述に対しまして、平成24年度の施行状況報告までに、最初の部分の「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」については、それぞれ完了しておりますが「新たに基幹統計として整備する統計」の事項については、ただ一つ「現在推計人口」という部分が残っております。

最後の「将来の基幹統計化について検討する統計」につきましては、一部基幹統計化されたものもありますが、他は「実施可能」または「実施予定」の自己評価でして、中には輸出入者等の理解を得ることが困難という理由から「実施困難」とするものや廃止された一般統計調査もあります。

これに対して、先般いろいろと御議論をさせていただきまして、その評価として、「指定統計から基幹統計に移行する統計の整備」及び「新たに基幹統計として整備する統計」については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められているというところで、特に御異論はありませんでした。

また、「将来の基幹統計化について検討する統計」については、「実施済」が一部にとどまっていますが、残された事項については「実施予定」または「実施可能」という自己評価が大半となっていますので、引き続きその検討状況を注視していこうということになるかと思っております。

「ただし、『実施困難』とされている事項や、廃止された調査の取り扱いについては、次期基本計画に向けた検討の中で、整理が必要」という部分につきましても特段御異論なく御了承いただいたところです。

では、最後の一番下の「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」ですが、移行が完了されていますし、また、残された課題は検討を継続するというのが基本になるうかと思えます。

「基本的な考え方」としましては、個別の課題については、これまでのように特出しといいますか、別途記載するのではなく、現在の基本計画の項目や別表（別紙）を整理して、新たに関連する項目の中で取り上げて行こう、つまり継続される部分については、関連する項目、例えば①で残された課題であります「現在推計人口」であれば、人口社会統計の整備といったようなところに関連して、整理していこうと考えております。

現行基本計画の別表（別紙）のうち「現在推計人口」ですが、これにつきましては、新たに外国人住民の登録といった事務が住民基本台帳制度の変更により加わりましたので、そのような状況等を踏まえつつ、引き続き基幹統計化の検討を進めます。

また、この部分につきましては、本日、第2ワーキンググループで最終的に確認を予定しているという形で書いております。

「将来の基幹統計化について検討する統計」に掲げられた事項のうち「実施可能」と自己評価されている部分については、基幹統計化に向けた課題整理、いろいろな個別の統計ごとにさまざまな課題がありますので、その課題の整理を行った上で、引き続き基幹統計化の検討を続けると整理しています。

②ですが、この部分は前回少し議論になったところですが、食料品生産実態調査等の農水関係の生産動態に関連する統計のうち、油糧生産実績調査は現在も継続されておりますが、他の2調査は既に廃止されています。

さらに残った統計につきましても、他の生産動態統計、つまり調査を統合するのではなくて、その一覧性を高めた統計を作成するというものと同様の措置がなされる予定になっておりますので、次期基本計画の課題とはしません。

これは先般の御議論の中で、既に廃止されたものを再開しろという話ではないだろう、廃止された部分についてはいたし方ないのではないかという御意見を踏まえての整理です。

3番目が貿易統計「実施困難」とされている部分での対応ですが、この貿易統計につきましては、先般御説明しましたように、関税の申告書を基に作成されているということで、統計法上の整理では、統計調査以外の方法により作成される統計となります。

このため、統計委員会における審議は、統計の作成といっても、集計の充実等が中心になる部分については、事務局等の説明も不十分で、整理に混乱を来したところもあります。あくまでここはあるがままの申告書に基づく集計ではあるが、集計の充実を図りつつ、国民への情報提供の充実という部分も考慮してということです。これは本統計に限るものではありませんが、一般的に業務統計では、公表のより一層の早期化であるとか、季節調整の系列や時系列データの拡大等を求める意見があります。

そういった情報提供の充実も考慮しまして、引き続きそういった課題に対応していただいた上で、基幹統計化の可否について検討していただければと整理しています。

私からの説明は以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして御審議いただきたいと思いますが、一つは平成24年度の施行状況報告ですが、これについては、もう既に何度か御議論いただいております、これはよろしいでしょうか。このような整理をさせていただきます。

次期基本計画における取り扱いですが、具体的にはこの大きな1、2、特に2の中で①、②、③が審議の対象になるかと思いますが、御意見がありましたら、お願いします。

貿易統計、③についてですが、これはグローバル化の中ではやはり重要な統計であることから、現在のところは上の評価にあるような扱いになっておりますが、調査による統計ではないこともあり、申告に基づく集計ということで対応できることもありますので、この重要性を鑑み、引き続き基幹統計化の可否について検討していくことにしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしければ、①、②、③も含めまして、次期基本計画における基本的な考え方はこのようにさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、現行の基本計画においても基幹統計化については検討してきて、なかなか進んでいないこともあります。状況変化も勘案しながら、引き続き検討を続ける方向で整理した。このほかに特に記述すべき事項がないかですが、もしありましたら、御指摘いただきたいと思います。

○廣松委員 確認ですが「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」の1のところ「現行基本計画の項目及び別表の別紙は整理する方向とする」と、この整理という意味はどういうことでしょうか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 説明が不足しております、すみません。

現在はこの基幹統計化にかかわる部分につきましては、別表のさらにその別紙という形で整理されています。

ただ、かなりの項目が実施済みになって今回整理されることになり、それから、基幹統計化というのは、ほかのそれぞれの元々の項目に深く関連するところがありますので、これについては別紙という扱いをやめて、別表の中には残しますが、項目上の整理としましては、例えば今も御紹介しましたように、現在推計人口であれば、人口社会統計の整理の課題の一つとして、その別表の中に掲げる形で、より課題と項目との関連が明確になる形で整理したいのです。

例えば、観光統計につきましても、一部基幹統計化がありますが、観光統計全般の項目、それぞれの項目の一つとして基幹統計化を取り上げることにより、項目の中における位置づけであるとか、その整理の仕方がよりわかりやすくなるのではないかと考えている次第です。

○樋口部会長 よろしいですか。

○廣松委員 はい。わかりました。

○樋口部会長 整理という用語が、最近では省略という用語とか、なくすという用語で使われる場合があって、ここで言う整理というのは、必ずしもそうではないということでもあります。

よろしければ、ほかにも追加すべき事項が①、②、③に書いてありましたら、御意見をいた

だきたいと思いますが、この点につきましても、引き続き御指摘いただければ検討してまいりますので、とりあえず本日のところはこの3つの方向とさせていただきたいと思います。

次に「事業所母集団データベースの整備」の項目について、取りまとめ案について御説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 それでは、お手元の資料2に基づきまして「事業所母集団データベースの整備」の御説明をいたします。

この項目につきましては、6月27日に本部会で審議されたところですが、第1ワーキング、第3ワーキングにも一部関連する事項があります。

現行基本計画では、ビジネスレジスターの構築ということで、本文には経済センサス基礎調査の実施や行政記録情報を活用した母集団情報の更新の必要性等が記述されておりまして、別表にはさらに細かく、経済センサスを活用した企業の親子関係の把握以外に、業種名、事業者名等の定期的照会業務、これはいわゆる行政記録情報の確認といった業務、3番目でございますが、そういったものの情報を確認したり、新設、廃止の事業所を把握したりという取組が書かれております。

また、4番目として、他の大規模調査の結果であるとか、EDINET情報、オープンになっております有価証券報告書情報、そういった情報等々とリンケージをいたしまして、さらなる活用の余地を検討しようという取組が記載されております。

平成24年度の施行状況報告では、これまでに事業所母集団データベースシステムがこの1月から新たなものが運用され、本格的に稼働し出したところです。

また、行政記録情報をより活用するための定期的な照会業務といったものも、順次取り組まれております。

平成26年経済センサス - 基礎調査への対応も実施済みという自己評価になっております。

これに対しまして、評価につきましては、おおむね計画に沿った内容の取組が進められているということで、これしかなければ、このままこの項目を削除ということになるのですが、2つ目の「○」にありますように「また」ということで、同データベースが経済、労働統計等の分野における統計の作成・精度向上に非常に重要だという御指摘が前回もありません。

そういった御指摘も踏まえながら、さらなる取組の充実を図るべきという評価になろうかと思っております。

「次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方」としましては、本年1月から運用が開始されているシステムの蓄積や利活用の推進を図ることが必要であろう、また、このデータベースというのは、効率的な統計作成のみならず、統計の質の確保・向上という観点、またさらには報告者負担の軽減といったところからも重要な事項であり、また関係府省の協力がなければ整備できないものですので、関係府省が協同して取組でいこうという、一つの次期基本計画においても重点的な事項ではないかと整理しております。

具体的な考え方としましては、①、②、③と3つありますが、①については、まず「継続して実施すべき取組」ということで、年次の他の統計調査等を含めました年次フレームの作成といっ

た部分、リンケージやパネル分析でも不可欠な共通事業所コードの保持といったことを今後も継続的に実施するというのが1番目です。

2番目は、データベースにおける情報の整備は、順次、統計調査によって整備する部分だけではなくて、新たな行政記録情報や民間情報の活用、照会業務の拡充ということで、現在のはがき等による照会だけではなくて、確認等をさらに充実させて精度の向上を図るといったことに重点を置いた取組になっていくのではないかとということで書いております。

3番目は、このデータベースを活用して作成、提供される「事業所・企業実態統計」といったものを考えておられるようですが、さらに事業所・企業の異動状況であるとか産業の成長・衰退等に着目した統計の作成についても、検討を進めるという手順に立っております。

ただ、この衰退というところでは、行政記録情報はあっても届け出が行われておらず、どこまで把握できるかという御指摘もありましたが、このあたりも含めて検討する必要があるであろうということで、この成長・衰退等に着目した統計の作成についても検討を進めるという整理案になっております。

最後の「備考（留意点）」としましては、このデータベースの利用の拡大ですが、先般の御議論の中では2次的利用の話もありましたが、今データベースはデータの蓄積を順次図っている状況であることや、調査票以外の情報の取り扱いも整理する必要があることから、現段階ではこの基本的考え方には盛り込んでおりません。

2つ目のポツになりますが、統計相互間の利用におきましては、順次可能なものから相互利用を図っていく、先ほどの農林業センサスの答申等にもあったような作業を順次進めていかれるのだらうと思っております。

また、第1ワーキンググループのほうでは、事業所母集団データベースに関連する一部事項について、主にデータリンケージによる活用で議論になっている部分があります。

これにつきましては、データベース関連ということで、最終的な基本計画部会、委員会としての取りまとめに当たっては一括して整理する、そのほうが先ほどの基幹統計化と同じように、よりわかりやすくなるのではないかと、それぞれのところに分かれて書かれているよりも、一体的にこういう取組をすべきということで並べるほうがわかりやすいのではないかと考えている次第です。

私からの説明は以上です。

**○樋口部会長** これは第1、第3ワーキンググループで主に議論していただいているところですが、このような方向で検討してはどうかということですが、いかがでしょうか。

まず、平成24年度の施行状況報告の評価について、これでよろしいでしょうか。それぞれワーキンググループの皆さんから御意見がもしありましたら、よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

**○樋口部会長** それでは、次期基本計画についての取扱いについて、基本的な考え方はこうしたということですが、いかがでしょうか。どうぞ、深尾委員。

**○深尾委員** ここに書くのが適当かどうかわかりませんが、③のところでは統計の作成についても

検討を進めるという非常に重要なことだと思っておりますが、同時に事業所母集団データベースを活用した研究をどこかでやる必要があるのかなと思います。

利用範囲を拡大するというのは、確かに非常に秘匿性の高い情報がありますので、備考のように書くことに特に反対はないのですけれども、非常に重要な情報なので、どこかで研究をする、それによって必要な、例えばどういう表が作成できるかということを含めて検討していくという書きぶりが必要なのではないのでしょうか。

もしかしたら後で出てくる研究開発のほうに入れていただいても結構かもしれませんが、御留意いただければと思います。

**○樋口部会長** 作成まではどこがやるかは割とはっきりしているのですが、研究といったときにどこをお願いするかという、今度は次の問題が出てくるのですね。

統計局から、何かありますか。

**○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐** 総務省統計局です。

3番目の研究の関係についてのお話だったかと思うのですけれども、先ほどのお話にもありましたし、また6月の基本計画部会でも同じような質問があったと思いますが、これについては二次的な利用の枠の中で考えていくという話があったかと思うので、制度の話なども踏まえながら考えていく必要があるかと思うのですけれども、いろいろとそういった研究なども念頭に置いて、検討を進めていく必要があるかとは考えているところです。

**○樋口部会長** 今の御回答でいかがですか。

**○深尾委員** 検討というか、どこでやるかというのは、確かに今すぐに決めるのは難しいかもしれませんが、是非研究する旨を書いただければと思います。

**○樋口部会長** 廣松委員。

**○廣松委員** 今のとは少し違うのですが、②のほうかもしれませんが、先ほどありました事業所・企業照会、プロファイリング業務の拡充というところで、恐らくこのプロファイリングの場合はかなり専門的な知識を要するというか、その意味で今の研究と同じようになるかもしれませんが、あるいは人材とかそこに係わるのかもしよせんけれども、事業所・企業照会業務の拡充といったときに、その専門家をどう確保、育成していくかということも一つ大きな点で、次期基本計画で検討いただければと思います。

**○澤村総務省政策統括官付企画官** 事務局で把握している限りで申しますと、既に統計局を中心に海外におけるプロファイリングの実施状況について、カナダ等におけるプロファイリング業務を実施している方を招きまして、その実情や意見交換をされるなどの取組が進められていますので、そういったことを踏まえて検討が進められるものだと思います。

何か追加することがあれば、統計局から、お願いいたします。

**○井上総務省統計局統計調査部調査企画課長** 努力してまいります。

**○樋口部会長** ほかにどうでしょうか。

では、今出ました御意見につきましては、どう記述するかということも含めて、方向性としてはこういうことでいいけれども、もう少し前向きな記述にできないのかということだろうと思

いますので、それについては検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ほかにどうでしょうか。

基本的な考え方で、これを個別にどう落としていくかというところで、また御意見をいただきたいと思いますが、よろしければ、こういう方向でやっていきたいということですが、5年間というのが、基本計画をターゲットにした場合、かなり長いスパンという感じで、その間のデータの蓄積、整備、また運用方法について、現段階で考えられるものについて書いていくということで、非常に難しい見通しを立ててはいけないわけですが、そういう形で整理させていただきたいと思います。

このほかにこの「事業所母集団データベースの整備」について何か記述したほうがよろしいというような、重点的に進めるべきだという御意見がありましたら、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、この件につきましては、先月26日の基本計画部会の審議におきまして、第3ワーキンググループから御提案がありました、社会保障・税番号制度について情報を共有したいと考えております。

この社会保障・税番号制度につきましては、概要説明を統括官室からお願いします。

**○金澤総務省政策統括官付調査官** 総務省政策統括官室です。

資料の並びが飛びまして恐縮です。最後から2番目、参考1というカラー刷りの「社会保障・税番号制度の概要」という資料を用意しておりますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

一番上の青のところですけれども、サブタイトルに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」とあります。これがいわゆるマイナンバー法の正式名称でして、先般5月24日に成立しました。

この成立を受けまして、去る7月9日に第3ワーキンググループの会合におきまして議論があったところです。

本日、改めまして、本基本計画部会におきまして御説明をさせていただきます。

この法律は成立したわけでございますけれども、この法律の施行、実際の実施につきましては、附則におきまして、成立から3年以内とされております。

具体的には、今から2年半後になりますけれども、平成28年1月からの利用開始を予定しているということで、今、準備に入っているということです。

マイナンバー法には、個人番号と法人番号がありまして、結論から申し上げますと、この個人番号につきましては、法律におきまして利用範囲が限定されていますので、これを統計に利活用することは直ちにはできないということです。

また、法人番号のほうは原則公開ということにして、自由な利用が可能とされているところですが、具体的にどのような運用形態になるのか、その利活用の余地があるのか無いのかということにつきましては、今後の実際の運用状況を確認しながら検討することかと存じます。

この法律の所管ですが、内閣官房の社会保障改革担当室が所管しておりまして、本日、用意い



たしましたこの参考1という資料も、その内閣官房担当室の作成によるものです。

資料の内容の説明ですが、一番最初の「基本理念」という四角囲みがありまして、そこには「個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図る」ということで、限定がかかっています。

その下の「個人番号」というハコがあります。そこには市町村長は住民票コードを変換して得られる個人番号を指定いたしまして、本人に通知をすとあります。

その次の「○」ですけれども、個人番号の利用範囲を法律に規定（第9条）ということにして、①としまして、国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収、災害等に関する事務ということに利用が限定されるということで、具体的には裏面を見ていただきますと、一番最初の青のところですが「個人番号の主な利用範囲」ということで整理されております。

左側の赤の縦の列ですが、一番左側に「社会保障分野」という大きいものがありまして、その隣に「年金分野」がありまして、その右側に矢印がありまして、ここには「年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用」ということです。

その下の「労働分野」というところでは、矢印ですが、「雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用」となっております。

「福祉・医療・その他分野」ということになりますと「医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用」となっております。

また、下の「税の分野」ですが、「国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用」とありまして、「災害対策分野」のところでは「被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用」となっております。

このようにマイナンバー法によって、個人が特定できるようになりますと、名寄せとか突合がしやすくなるということがありまして、社会保障分野における給付漏れとか二重給付が回避されまして、または税制面におきましては、個人の正確な所得が把握されるということで所得隠し等が回避される、また災害時におきましては、迅速な個人の特定が可能ということが期待されています。

もう一度、表面に戻っていただきまして、一番下ですが、「検討等」というところがありまして「法施行後3年を目途として、個人番号の利用拡大の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる」とされております。

ということにして、その検討の際に統計への利活用の可能性につきましても、必要に応じて検討が行われる余地があるという構造になっております。

前後いたしますが、その上の「法人番号」のところを見ていただきますと、国税庁長官は法人等に法人番号を通知するとされておきまして、その法人番号は原則公開されるということです。

ここには書かれていませんが、公表される内容としましては、商業登記簿情報、これに基づく

商号、名称、本店または主たる事務所の所在地、その法人番号ということのようです。

これらの情報につきましては、行政機関の長は国税庁長官に対し、提供を求めることができる、第59条第2項です。

しかしながら、この具体的な運用は、これから政令等で定められるとのことですので、この法人番号等が、例えば、今、議論になっております事業所母集団データベースの情報源等として利用できるのかどうかということにつきましては、今後の運用状況を確認しながら検討していく必要があるのではないかとと思われるところでます。

以上でございます。

**○樋口部会長** ありがとうございます。

まさに、今、始まりつつあるこの制度について、少なくとも情報はいっぱいあるということで、それと統計との関連についてどう考えていったらいいのかということですが、確定した後に統計でも利用させるというとなかなか難しいと思いますので、そのプロセスにおいてどうアプローチしていくかということも必要になってくるのではないかと思います。

ちょうど基本計画を作るこの段階において、こういった議論が行われているというのがタイミング的にいいのか悪いのかよくわかりませんが、議論があるかと思いますが、統括官室で今のメンバー、特に法人のところでは事業所母集団データベースに活用することができるのではないかと思います。御意見があるならお願いします。

**○金澤総務省政策統括官付調査官** おっしゃるとおり、期待される場所であると考えられます。

ただ、具体的にどのようにデータが取り込めるのかとか、データの更新がどのようにされるのかという技術的な面も含めていろいろ検討しなければいけないかと思います。

これらの詳細につきましては、現在のところ、まだ確定していないということですので、やはり実施後、施行後の運用状況を確認しながら検討ということで、今、過剰な期待とか予断を持った判断というのは、なかなか現状は難しいのではないかと考えています。

**○樋口部会長** これには個人企業も含まれるのですか。

**○金澤総務省政策統括官付調査官** 個人企業ですけれども、基本的に個人企業は対象外です。

法人番号の付番対象といたしましては、行政機関、国の機関、地方公共団体、これは入りまして、また会社法に基づきます設立等の登記をした法人、税の申告、納税義務がある法人、これは対象となるということですが、個人企業は対象外ということだそうです。

**○樋口部会長** これは、今、申し上げましたように、確定した後ですと、なかなかアプローチすることは難しいと思うのですが、こちらから働きかけをしていかないと、向こうで統計まで考慮に入れて検討してくださらないと思うのですが、何か具体的に、これについて、アプローチはあるのでしょうか。

**○金澤総務省政策統括官付調査官** 現段階では、特にそのような動きはないと承知しております。

**○樋口部会長** そうですか。

ということは、これはやはり統計委員会がやっていくことになりませんか。どうなのでしょう。待っていたら、何も言ってこないのですか。

○金澤総務省政策統括官付調査官 現状の中で、こちらからこのように運用してほしいということが可能なかどうかということで、法律ができて、今、施行準備がされているところです。

その盛られる内容を一応、今、申し上げたような事項が盛られる、これをいかに利用するかという観点の御議論は十分可能かと思えますけれども、これに統計としても利用できるために、今の段階でこれをこうして欲しいとか、これを盛り込んで欲しいとかということが可能なかどうかということにつきましては、少なくとも施行後3年目の見直しがありますので、その中の個人番号のほうであります、いずれにしても見直し条項等もついているところですので、その中で議論されていくことになろうかと思われます。

○樋口部会長 もしチャンスがあるのだったら、逆にこちらのほうからアプローチしていくこともあり得ることではないかと思えますが、皆さんから、こういうものはできないのかということがあれば、御指摘いただければと思えますが、いろいろなものに今度は逆に活用できるということでもあると思えますが、北村委員。

○北村委員 個人番号のところの説明で、第15条「他人に個人番号の提供を求めることは禁止」と書いてあるのですが、そうすると統計を調査するとき個人の識別をするためにマイナンバーを書いてくださいということも禁止されると読めるのですけれども、ということは、統計の利用はこの法律の枠ではできないと読めてしまうのですが、それでよろしいですか。

○樋口部会長 お願いします。

○金澤総務省政策統括官付調査官 利用範囲につきましては、限定列举という法律の構造である限りにおきまして、統計法に関する規定がない限り、直接の利用は不可能ではないかと思われま

す。

○樋口部会長 どうぞ。

○北村委員 ということは、もし統計で利用することを意図しているのであれば、何か働きかけないことには利用が許してもらえないということになると思えますので、検討する必要があるかと思えますけれども、統計法を変えるというか、追加で何か議論をすることだと思っております。

○樋口部会長 法律改正になりますと、こちらだけの立場で法律改正もできるわけがないので、まず、法律にする前にいろいろ検討していかなければいけない交渉等になるかと思えますが、どうぞ。

○澤村総務省政策統括官付企画官 事務局から若干補足させていただきますと、ただいまの統括官室からの説明にもありましたように、何分この仕組みというのが、まだ動き出したわけではあり

ません。

当然、動くのが平成28年からで、そのときから今の枠組みの中で動き出して、その状況を3年踏まえてということになると、次の最短での見直しというのが平成31年ごろ、ちょうどそのころに、今から5年以上たっていますので、次の次の基本計画の検討を進めているところかなと思

います。

そういう意味では、その施行の状況であるとか、政府部内における動き、それに対応する形でアクションを起こしていくということも考えないといけないですし、委員の方々が今おっしゃっ

たように、うまくそういった波に乗っていける部分があれば考えていくことで、当面はその状況をウォッチし続けることが重要と考えます。

それともう一つ、この番号を利用すれば、こういう効果があるみたいなものもあわせて考えていくことも、例えば利用の拡大という議論が行われているときにこんな効果があるのですよということを具体的に出さないと、なかなか改正案に盛り込まれないのではないかとといったことも検討していくのかなと考えておまして、ただいまの事業所母集団データベースのところに書くのか、それに関連する情報として書くのか、今言ったような対応を注視してという何らかの記述をするという方法もあるのかもしれませんが。

○樋口部会長 廣松委員。

○廣松委員 検討するときに、やはりこの制度を既に導入している外国、統計に実際に使っているところもあるようですから、聞いた範囲内でかなり有効であると同時に結構いろいろな事故というか、何か起こっている、マイナス面もあるということもあるようで、その点をやはり十分検討した上で、私自身は先ほどいろいろ御議論がありましたけれども、実際に取り組むのは次期の次期になるのかもしれませんが、やはり次期基本計画のところで何らかの形のコメントというか、メンションをしておいたほうがいいのではないかという気がいたします。

○樋口部会長 深尾委員。

○深尾委員 廣松委員の御意見とも重なるのですが、諸外国でどう利用されているかということについては、調べて利用価値が高いことについて、積極的に統計委員会として発信していく必要はあるのではないかと思います。

もう一点、これは統計と確かに結びつけることは難しいのかもしれませんが、統計としてではないにしても、特別集計みたいなことをして政策決定の判断に役立てるというのは利用範囲としてそれを書いてもらう、それをどこの部局がやるかというのもまた政府が決められることでしょうけれども、社会保障・税、災害対策分野等の事務で利用というだけではなくて、政策決定の判断のための情報として使うのだということを、どこか法で書いていただけると、それは統計に使えるかどうかは別にして、非常に日本にとっていいのではないのでしょうか。

ちょうど統計法に書いてあるのと同じような理念がどこかに盛り込まれるといいのかなと思います。

○樋口部会長 2人からの意見として出ました海外におけるこういったものの活用について、現状はどのように研究なさっていますでしょうか。これはいろいろなところでマスコミでは書いていますが、どこかやっていますでしょうか。

○金澤総務省政策統括官付調査官 現状、把握している状況にはないということのようです。

○樋口部会長 では、基本計画の中にどういう形で書くかというところで、御指摘のように、少なくとも検討は何らかの形でしていかななくてはまずいのではないかとことだろうと思います。

これは個人番号と法人番号では大分扱いが違ってきますね。先ほど3年を目途としてというのも個人番号についてであり、法人番号については随時と考えてよろしいですか。

あるいは全面公開となっているか、もうそちらに入っているのだということなののでしょうか。

裏面に出ているのも全部個人番号の話だと理解しています。

○金澤総務省政策統括官付調査官 法人番号のほうは原則自由に使うことができるということで、また行政機関の長は国税庁長官にその情報提供を求めることができるので、利用価値があれば使うことができるという構造になっていると思います。

○樋口部会長 ということは、法人の調査については、今後、活用すると考えてよろしいですか。

○金澤総務省政策統括官付調査官 そうですね。施行後におきましては、活用することが可能になります。

○樋口部会長 わかりました。

では、両面で個人番号と法人番号とそれぞれについて、特に第3ワーキングのほうで、今、御検討いただいているところだと思いますので、引き続き詳細な御指摘をしていただければと思いますが、どうぞ。

○竹原委員 個人番号については存じませんが、法人番号については、事業所母集団データベースの整理、結果のアウトプット、そういったものをできるだけ急ぐということが資料に次期基本計画の柱と、そのときに比較的使いやすい法人番号というのをやはり積極的に取り込んでいかないと、経済センサスをやるときの企業からの情報収集、それと集めたデータの整理というときによほどここを使いこなしていかないと、整理をスピードアップできないと思いますので、是非ともこういった部分を積極的に利用していくというスタンスを次期計画に私は取り込んでいただきたいと思います。

○樋口部会長 了解しました。廣松委員。

○廣松委員 私もその方向で何とか上手く書き込めればと思いますが、ただ一方で少々気になるのは、先ほど深尾委員がおっしゃった政策に用いるということもそうなのですが、その前か後か、裏面のほうで「事務等に利用」というのが「内部事務等に利用」とかたくさん出てきますね。

そうすると多分ここで、今の統計の分野の言葉でいくと、業務統計というか何かの形で、多分何らかの形で公表されるのではないかと思うのですが、そのとき、その公表されたものと統計との間でそごが起るとかえって混乱が起こる可能性もあります。

その辺もやはり少し気をつけないと、両者違うことになるかとまた混乱を起こすことになるのではないかと、そこを少々危惧します。

○樋口部会長 全く独立してやると、そういうことが起きる可能性があって、やはり竹原委員のおっしゃるように活用しながらやるということが、そこでも求められているということになるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

これは各府省とも関連してくることで、特にこの裏面を見ると、厚生労働省関連のテーマがたくさん並んでおりますが、何か御意見はありますか。よろしいですか。それでは、活用させていただくということで、次期基本計画の中で、ここについては、先ほどのように個人と法人の番号では扱いが違っているようですので、別個に御検討いただきたいと思います。それを記述するという方向を打ち出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 どうもありがとうございました。

では、そのようにさせていただきます。

食事の時間ということがありまして、ここでブレイクを入れさせていただきたいと思います。13時からこの基本計画部会を再開したいと思いますので、よろしく御出席のほどお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(休憩)

(再開)

○樋口部会長 時間になりましたので、午後の部を開始したいと思います。

「グローバル化への対応」の項目について、資料3-1に取りまとめの資料が出ております。

前々回、7月26日の基本計画部会において御審議いただきましたが、その際に委員からいただきました質問について回答していただいた上で、取りまとめ案について審議をお願いしたいと思います。

前回御質問がありました、我が国の職員の海外派遣の状況等についての説明を、総務省国際統計管理官からお願いします。

○高田総務省政策統括官付管理官 総務省の国際統計管理官でございます。

グローバル化への対応につきましては、先ほど部会長からお話がありましたように、先月の基本計画部会で幾つか御質問、御指摘を頂戴いたしましたので、お答え申し上げます。

お手元の資料3-1を御覧ください。

国際貢献につきましては、前回主に我が国への研修生の受け入れについて御説明しましたけれども、その際我が国から外へ出ていくほうや、人材育成も含めて全体像を説明してもらいたいという御指摘をいただきました。

まず、国際会議への出席ですけれども、各府省において、関連する国際会議に出席していただいております。

各府省の御協力のもと、平成24年度の出席状況をこちらでまとめましたけれども、延べ86件、113名出席いただいている状況です。

御参考までに、次のページ以降に我が国が参加している統計関係の主な会議ですとか、実際どのような内容が会議で話し合われたかということについて付けてございます。国連の主催ですとか、OECDあるいは各種シティアグループのような会議がありまして、それぞれ対応いただいているところです。

1ページ目に戻っていただきまして、これらの会議におきましては、出席するだけでなく、我が国から積極的にプレゼンテーションして、我が国の状況を国際的に発信するとか、議長やパネリストを務めることをやっただいただいているところです。

また、国際会議の結果については「国際統計に関する関係府省等連絡会議」で情報共有を図っているところです。

次の人材育成ですけれども、これも各府省において、若手職員を国際会議へ積極的に派遣するなどして、国際統計分野で活躍できる職員の育成に努力いただいているところです。

前回の会議では、いわゆるトレーニーとして海外の統計機関に派遣しているものがあるかという御質問でしたけれども、昨年度におきましては、人事院の短期在外研究員制度を利用いたしまして、イギリス国家統計局、ONSと言われている組織ですが、そちらに1名職員を派遣しています。

最後の欄の国際貢献です。

こちらは、前回御説明したものと重複する部分もありますが、各国から研修生の受け入れはこちらに掲げてございます。国連アジア太平洋統計研修所などに研修生を受け入れているところです。

国連アジア太平洋統計研修所につきましては、昨年度の実績で申し上げますと345人の受け入れということですが、これまでのトータルですと、1万3,000人くらい。その中には、各国の統計局長までなられた方も多数いらっしゃいまして、この取組は国際的にもかなり高い評価を受けていると考えています。

その他、各国統計局や国際機関へ国内の専門家を派遣するという取組を行っているところです。

以上、国際統計分野につきまして、我が国に受け入れるだけではなく、我が国から派遣する状況もまとめて御説明いたしましたが、一番上の四角囲みに書きましたように、正直言ってまだまだ十分とは言えない分野もあるかと考えております。

こちらにつきましては、昨年度の統計法施行状況報告においても、各府省、継続実施したいということで自己評価しているところもありますので、今後取組を強化していきたいと考えています。

最後に資料3-1の最後のページを御覧ください。横のカラー刷りになっているものです。前々回御説明いたしました国際機関へのデータ提供の関係です。

前回、このような図を用いまして、国際機関へのデータ提供は、私ども総務省政策統括官でまとめているものと、データが個別、専門的なものについては、各府省で御対応いただいているものとの2つの流れがあると御説明いたしました。

そのときは委員の方々から2つの流れについて、全体をまとめて見るような仕組みが必要ではないかという御指摘を頂戴いたしました。つきましては、私どもこの絵にありますように「国際統計に関する関係府省等連絡会議」を利用いたしまして、各府省から御協力いただいて、データ提供について情報共有を強化するというで今後改善を図りたいと考えているところです。

私からの説明は以上です。

○樋口部会長 ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 この1ページの下にありますカンボジアのプロジェクトになりますが、実は私もこの2月から3月にかけて1カ月ほど出かけてまいりました。

このプロジェクトは、ワンフェーズが5年ほどで、もう第3フェーズに入っていますので、相当長期間にわたって実績を積んでおりまして、私の印象では、日本からの専門家とカンボジアのカウンターパートが、密接に協力しながら共同作業をしているなという感じを受けました。

これは日本とカンボジアのバイだけではなくて、カンボジアのカウンターパートがスリランカとほかの幾つかの国に出かけて行って、日本とカンボジアで培った情報とかノウハウを移植するということまで行われております。

ですから、いわば点からアジア全体という面への広がりにつながる可能性もあると思います。第3フェーズが終わってしまっていて途切れてしまうと非常にもったいないなという気がいたします。

総務省の部分の延長、さらに拡大もどんどんされると思いますけれども、これは国際協力ですので、日本の場合申請主義ですから、受ける側からの申請がなければできないという面もありますが、何とか一層の拡充を図っていただきたいと考えます。

以上です。

**○樋口部会長** ただいまの点も含めましてありますか。

現行の国際統計に関する関係府省等連絡会議というのは、頻繁に開かれているかと思いますが、どんな具合なのでしょう。

**○高田総務省政策統括官付管理官** お答えいたします。

現状ですと、上半期、下半期ということで大体半年に1度。それぞれ出席した会議の状況の情報共有ですとか、あるいは新たにこういう取組をやりたいという紹介など、そのような情報交換をやっているところです。

**○樋口部会長** そこが意見として出された3枚目は、取りまとめを行っていくという話ですか。

**○高田総務省政策統括官付管理官** これまでは、出席した国際会議の状況ですとか、新たにこういう取組。最近ですと、私ども政策統括官室で英語ホームページの拡充といろいろ考えましたけれども、そのような取組について行ってきたのですが、データ提供につきまして、これまで全体を見る仕組みがなかったという御指摘をこの前いただきましたので、この関係府省等連絡会議を利用いたしまして、各府省から直接国際機関にデータ提供していったものについても、こちらで情報共有を図っていきたいと考えています。

**○樋口部会長** わかりました。

御質問なければ、ここまでの議論を踏まえまして、事項の取りまとめをしていきたいと思いますが、まとめ案について説明をお願いします。

**○澤村総務省政策統括官付企画官** 事務局から案について説明いたします。

このグローバル化への対応については、4月の本部会で一通り上のほうは説明しましたが、一部不十分なところがありましたので、その点も含めながら説明したいと思います。

まず、現行基本計画では、グローバル化の進展に対して統計の整備という部分が本文のほうには、いわゆる海外とのモノ・ヒトの流れといった専ら現象面の部分の統計を整備しようという観点で書かれている部分。それと、それに対応した別表の記述。貿易統計の情報活用や、登録外国人、人口動態調査の集計事項の充実などといったものが書かれておりますが、それ以外に先ほど



説明がありましたような、統計の国際的な人材確保というところは、後ろのほうの第3というところに書かれていまして、人材の育成、確保を進めていこうという中で、国際統計分野で活用できる職員の養成のため、会議等への派遣を通じた対応能力の向上方策を推進しようという記述が別途あります。

これに対する平成24年度施行状況報告の概要につきましては、ここに掲げておりますように、グローバル化に係わる個別の事項については「実施済」または「実施予定」等々記述されておりました、ほぼ着実に進んでいるところです。

この部分についての評価は、既に第1ワーキングで実施した部分もありますし、第2ワーキンググループにおいて、本日最終的な確認を行う部分も含まれております。

そういったことも踏まえ、評価としては「現行基本計画に掲げられた事項については、おおむね計画に沿った内容の取組が進められている」ことをまず書き、その次にさらに貿易統計の情報の活用については「実施可能」ということで今後の動向を注視したいと考えています。

なお、昨年度の施行状況報告におきまして、人材育成の部分については、もう少し強化するというので、国際機関の専門会合等に国際的対応能力のある人材を積極的に参加させるような検討が必要だという御指摘を審議報告書でいただいています。

この整理案には直接記入されておりませんが、そういった背景事情も加味しながら、次期基本計画に向けた取り扱いということで、まず、企業活動などのいわゆる現行の計画に掲げられているような、現象面におけるグローバル化の進展の対応については、各統計において考慮すべき要素の一つということで、各統計の対応の中で検討して次期計画にも記載していこうと考えております。これについては、例えば第1ワーキングにおいて、海外事業活動部分については、企業活動の一環としてとらえてはどうかということで、検討が進められているところです。

なお、第2ワーキンググループでは、本日の審議で最終的な結論が得られる見込みですが、ほとんどが実施済みという状況になっています。

2つ目の「○」としまして、グローバル化への対応。いわゆる現象面のグローバル化以外の部分。ただいま説明がありましたような国際機関への情報提供であるとか、国際統計活動への参加等は、昨年度の審議においても御指摘いただいているように、我が国のプレゼンスの向上だけではなく、職員の人材育成の観点からも重要である。先月の本部会においてもいろいろ御指摘を受けた趣旨は、そういう意味であったろうと考えております。

そういったことを踏まえまして、基本的な考え方としては、まず1点目が国際機関への情報提供の仕組みですが、これにつきましては、先ほど説明がありましたように、必ずしも全てを把握しているわけではない。全体像が十分把握できていない部分もあるということで、分野によっては改善の余地があるということです。そのあたりについては、まず政策統括官室を中心として状況を把握する。そして、さらなる国際比較可能性の向上の観点から、調査の変更等により新たに提供が可能になったとか、指数化が行われるようになったという部分については、国際機関への提供に努めていくということで、情報提供の内容等を充実させていこうと整理しております。

また、2つ目としては、先ほど中村委員からお話がありましたように、統計関係の国際機関

への派遣のみならず、そういったプロジェクト等で派遣する場合や発展途上国から研修を受け入れることも含めて、統計分野における積極的な国際協力・国際貢献。これはどちらがというわけではなくて、両輪のように続けていくべき事項ではないかと考え、こういう形で整理されております。

最後の備考欄は先ほど少し触れましたような、昨年度の審議結果報告における検討状況を付記したものです。

私からの説明は以上です。

**○樋口部会長** それでは、ただいまの取りまとめ案につきまして、御意見がありましたらお願いいたします。

深尾委員、どうぞ。

**○深尾委員** 国際会議への出席とか、人材育成について取りまとめていただいてありがとうございました。

3点コメントがあるのですが、1つ目は国際会議への出席とか情報提供について今回は、現在の基本計画に基づいてこれで結構だと思うのですが、次回の基本計画を考えるときには、既に統計委員会でも議論があったと思うのですが、統計の国際協調の方向性の設定、アジェンダ設定とか、統計に関するマニュアルや基準の作成等において、国際会議等の場でリーダーシップをとる必要があるということが、過去にもこの統計委員会で議論されたと思います。

その意味で、今日のまとめにもあった、例えば議長をしているとか、パネリスト。それ以外にも幹事役をしているということが大事だと思うのですが、そういうことについても、これから先、次の基本計画では、統計委員会としてもモニターして、リーダーシップを日本がとれるようにしていく視点が大事ではないかと思えます。少し腰が引けているというか、後ろ向きな感じがします。

2番目のコメントなのですが、グローバル化への進展への対応をどう書くかということなのですが、現在の基本計画では、経済統計の分野では、貿易統計を重視して書いてありますが、第1ワーキンググループで既に議論したところですが、ほかの統計の重要性がどんどん高まっていて、例えばサービス貿易とか海外からの要素所得の受け取りが、貿易収支がだんだん日本も赤字になって、ほかがますます大事になりつつあるわけです。

例えば国際収支統計。これは業務統計になるのか何になるのか、国際収支統計の扱いというのは少し微妙なのかもしれませんが、恐らく一番これから大事なものは国際収支統計、それに基づいて作られている産業連関表のサービス貿易の部分、第1ワーキンググループで出ましたが、海外事業活動基本調査。対外直接投資の面では、外資系企業動向調査。

そういった総計の整備というのは、経済活動などの現象面におけるグローバル化の進展への対応という意味では、非常に大事だと思いますので、どこかで個別具体的に統計の名前を挙げながら議論する必要があると思います。

各統計の対応の中で検討だと、結局どこに書かれるのか、今のままではよくわからないのですが、どこかにそれを整備していくということをはっきり書くべきだと思います。

3番目に、国際機関への我が国の統計情報の提供についてという①のところですが、「国内の状況変化等により新たに提供が可能となった統計については、国際機関への提供に努める」というのは、これも腰が引けている感じがして、恐らく基幹統計について議論するときにも、国際比較可能性は重視してきたと思うのですけれども、そういう意味では、統計を整備するに当たって国際比較可能性を重視しながらやるとか、新たな統計の作成についても国際比較の視点から考えていくというような、もう少し前向きな視点に書きぶりを変えたほうがいいのではないのでしょうか。

これも少しは個別具体的に議論したほうが恐らくよくて、例えばどこかで書くのかもしれませんが、国民経済計算の国際比較可能性について、2008SNAにいかに対応するかということも含めて書く。それから、グローバル化の国際比較可能性も同様に書く。

統計委員会でも勉強会で前、成蹊大学の伊地知教授にお話を伺ったときに指摘があったと思うのですが、研究開発とか、イノベーションの国際比較可能性といった重要なポイントについては、具体的に書いていくほうがいいと思います。

以上、3点です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

それぞれについて検討していきたいと思います。

まずアジェンダ設定であるとか議長とか、今のままでは腰が引けているということで、次期基本計画の中でこういったものについてもっと強調してくれということですが、これはよろしいでしょうか。よろしければそのように変えていきたいと思います。

2番目が、このグローバル化に伴って、強化すべき統計について、具体的に個別統計名を挙げて検討してくれということですが、これはどうでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 私も深尾委員とほとんど意見が同じなのですが、グローバル化の進展について各統計においてばらばらに書くのではなく、それも必要ですが、グローバルな生産ネットワークのことを考えますと、深尾委員が挙げられた幾つかの統計と、さらに国際産業連関表のようなものを加えて、全体としてそういう生産ネットワークをどう捉えていくかという統計間の連携も必要だと思いますので、その点についても触れていただきたいと思います。

○樋口部会長 どうぞ。

○澤村総務省政策統括官付企画官 深尾委員のおっしゃった2番目の部分のうち、いわゆる海外事業活動などは、第1ワーキングにおいては、企業活動の一環として整理しよう。

確かに前回も若干御議論になりました国際収支統計、いわゆるサービス貿易とかの部分、今のところ第1ワーキングの中でも完全に整理し切れていない部分と認識しており、ある程度そこで整理されれば、全体の中に組み込んでいこうか、と思っております。

3番目の国際比較可能性の向上というところは、20日に議論していただきました、今後の次期計画に向けた基本的な考え方の視点という部分の中で挙げていますように、横断的に国際比較可能性というのを一つの視点として掲げられていると考えております。その視点に沿って、それぞ

れの項目の中で関連する部分で国際比較可能性を向上させていこうと。例えば御指摘がありましたように、2008SNAの対応というのはまさしくその視点に沿った一つの対応であろうと。

第2ワーキングでもこれまで議論されてきていますように、失業率のILOにおける検討状況への整合性。社会生活基本調査にかかわるヨーロッパにおけるガイドラインの検討状況等、そういったものを踏まえながら国際比較可能性を考えていこうということで、横串を刺した形でそれぞれの項目に記述がある。

ということになりますと、今のところ記述がないのは、多分国際収支あたりになるかどうかというのが、現状の報告ということで考えていただければと思いますが、そういう状況かなと思っっている次第です。

**○樋口部会長** これは基本的な問題だろうと思いますので、例えば労働力調査についてはこういったところをという形で書いていく。その中に1項目として、国際比較という話を今、想定していたわけですが、それとは別個に、今度は国際比較。要するに、労働力調査について書いたものというのはずっと並んでくるわけです。今度は次の統計という形になっているわけですが、それとは別にむしろ縦串のほうで、国際比較で強調すべき強化点ということで、この統計、この統計という形で今度は二重に書くことになるかと思いますが、そのようにしてはどうかという提案だと思いますが、どうでしょう。

これは今回、最初の紙の部分の体系化の話の中で、特に何に重点を置いて検討してきたかという中にグローバル化が入ってくるかと思えます。このほかに、ジェンダー、地域、研究開発。研究開発はどうなるか、今の3つは比較重点の検討という形で入ってきたので、そういったものについては、重複するかもしれないけれども、もう一度、関連するものをピックアップして書いて欲しいという御指摘かと思えますが、そのように受けとめてよろしいですか。どうでしょう。

**○澤村総務省政策統括官付企画官** そこは次回以降、各ワーキンググループの報告を取りまとめる形で、最終的な委員会としての議論のまとめの全体像をお示ししようと思っております。その中で調整していただくほうが、具体的にわかりやすいのかなという気はしている次第です。

確かに両方書くというところの、余り詳細に書かずにグローバル化への対応という中の本文で簡略に書いて、そこはそれぞれの項目の中に具体的な取組を落とし込むみたいな書き方もあるでしょうし、そこは整理させていただいて、見ていただいた上で御議論いただくほうがよりわかりやすいのかなと思っております。どれだけの事項があるかということもありますし、関連する事項として今、挙げられただけなのか、ほかにもあるのかということも一度、全ワーキングの報告が出そろったところで整理したいなと思っております。

**○樋口部会長** どうぞ。

**○深尾委員** ただ、例えば科学技術研究調査の国際比較可能性と具体的に考えたときに、第1ワーキンググループで必ずしもそこまで入り込んでいなくて、グローバル化については、基本計画部会で話すという理解で考えていましたので、各ワーキンググループから上がってくるものだけでは、不足している可能性があると思います。

もし必要でしたら、例えば国際比較、OECDの統計でどこが日本は足りないかという具体例を事

事務局にお示しすることはできますので、幾らでも例はあると思います。

**○樋口部会長** 恐らく心配しているのは、各項目あるいは調査統計ごとに書くと、国際比較とか今のジェンダー、地域というのが埋没してしまう心配があるのではないかということだと思っております。それぞれのワーキングで検討しているときには、必ずしもそれを強調して、これが国際比較に対応するものですよということで検討しているわけではないことから、埋没して見えなくなる、具体化がされていないことが心配の論点かなと思いますので、これは基本的な取りまどめの方向性ですから、もちろん重複するものもあるかと思っております。多分、多くのものは重複するのだらうと思っておりますが、別個に項目を立てて、これに対応するものはこういったものですよというインデックスになるかどうかわかりませんが、そういったものを出すという御意見だと思っております、どうでしょう。

**○澤村総務省政策統括官付企画官** あと、そういった整理をする中で、御指摘のような国際比較可能性。先ほども可能な限りといいますか、対応が可能になったというのは少し後ろ向きではないかという御指摘を受けましたが、一方でやはり加工、推計の改善などで済む場合と、報告者の方に負担をかける、つまり新たな調査をする、調査をすることが可能かどうかという観点があるかと思っております。そのあたり報告者負担や実査可能性を考えながら進めていくというような、一つそうした方針的なものも書き込みながら整理していくほうがより妥当という気がするのですが、そこまで細かいところを入れるときに、新たな部分を入れることはいかがでしょう。

**○樋口部会長** 要はこれをやってくださいということではなくて、検討しますということであれば、役所用語としては、コストベネフィットを検討する。そして実施するかどうかを検討することによって、それはこれをやれというどうしても強いものがあるかと思っております、それ以外についてはそういう記述になってくると思いますが、よろしいですか。

どうぞ。

**○廣松委員** 私も基本的にはその方向でいいと思います。ただ、まだそれぞれのワーキングでまどめは出ていないわけですから、それが出た段階でもう一度ここで今、御指摘のような観点から見直すことも必要ではないかと思っております。

**○樋口部会長** 多分、今の流れですと9月ぐらいにたたき台を提示することになると思っております。たたき台を作る上で、そのたたき台でどう扱うかというのは御相談しておかなければいけないと思っております。今のような案で重複するかもしれないけれども、そういった特定の、特に留意した点については、箇条書きなり簡単な記述になると思っておりますが、それを見る人が見ればわかるというたたき台にしていこうと考えています。そこに書いていないと、これが落ちていきますということもなかなか言いづらいと思っております。どうでしょうか。事務局はそれでいいですか。

**○澤村総務省政策統括官付企画官** 一度整理させていただきますが、今、御指摘のイメージでいくと、先般御議論いただきました大きな視点の説明として、国際比較可能性の向上というのはこういうものがありますよという形で、説明というか列記するというイメージなのかなと。先ほど委員長がおっしゃったジェンダー統計とか、そういった少子高齢化対策などということも、ある意味、社会経済情勢の変化というのは、そういう要因を指すのですよという説明をしたほうが、

横串を刺したという部分がより明確になるという気もしている次第です。

どちらにせよ、もう一度整理させていただければと思います。

○樋口部会長 それでよろしいでしょうか。

御覧いただいて、それについてまた御意見がございましたら、再度聞くということにしたいと思います。

どうぞ。

○廣松委員 ちょっと別件ですが、先ほどの深尾委員の御指摘で、リーダーシップとかアジェンダ設定ができるような国際的な場を書き込むべきではないかというまさにその点、私も賛成です。

ただ、その場合、それはかなり経験というか場数を踏むというか、そういうものがないといきなり国際会議に行ってもなかなかそういうものはできない。

先ほど中村委員もおっしゃっていた技術援助のほうの分野でもそうだと思うのですが、これもある程度また従前のところにかかわるのかもしれませんが、いわばOB、OGをどううまく使うかというか、今までの私の個人的な経験でいっても、極めて熱心なOBの方がおいでになって、その方が例えばJICA等の協力機関と連携をして、統計分野のそういう国際的な協力を推し進めてこられた。現時点でも、カンボジアのケースは多分そういうケースだと思います。

ですから、その意味でここに書くのがいいのかどうか。①、②を担うような人材というか、何かをどう調達するかということも、一つどこかに記述があればなという気がいたします。

2つ目は、これも全く私、深尾委員に賛成で、①の「国際比較可能向上の観点から、国内の状況変化等の新たに提供が可能となった統計については」の後ろの部分は要らないと思います。もっと強く言えば「国際比較可能性の向上の観点から、積極的に国際機関への提供に努める」という文章でもいいのではないかと思います。

○樋口部会長 確かに提供についてのみが何か強調されているという御意見だと思いますが、これは皆さんがそう判断なさるのであれば、表現を変えたいと思いますがどうでしょう。

(「異議なし」と声あり)

○樋口部会長 よろしいですか。では、御提案のような形にしたいと思います。

そうしますと、もう一度案を確認のために読み上げていただけますか。

○廣松委員 全く私の個人的な意見ですから、委員の方々がどう御判断なさるかですけれども、①の2行目の真ん中あたり「国際比較可能性の向上の観点から、積極的に国際機関への提供等に努める」。

○樋口部会長 可能となった統計についてなどの前提は要らないということですね。

○廣松委員 はい。

もし②で、あえて先ほども申し上げましたことを言うならば、一番最後「統計分野における積極的な国際協力・国際貢献に努める」はいいのですが、ただ、統計分野だけではなかなか難しいところがある。だから先ほど申し上げましたように、JICAとか他の機関と連携又は協力を得てなどと入れてもいいのではないかと思います。

○樋口部会長 その関連で言うと、先ほどの資料3-1の国際貢献のところ載っている一番最

後のところの、国際機関への派遣9人というのは、今のJICAとかそういったものも入れた人数ですか。

○高田総務省政策統括官付管理官 お答え申し上げます。

JICAも入っています。

○樋口部会長 それを含めても9人ということですか。

○高田総務省政策統括官付管理官 そういうことです。

実際に海外にある程度の期間滞在して、専門家を派遣してという形になります。

○樋口部会長 わかりました。

では、もう既にそういったものも含めての数であれば、それをまた強化するというのも個別に書いたほうがいいのか、それともそういうものを含んでとしたほうがいいのかという御議論はあるかと思いますが、それを含むということではよろしいですか。

○廣松委員 1ページ目の9名と書いてあるのは、職員の方だけではないのですか。例えば我々のような立場の人間がJICAのプロジェクトで協力に行ったこともありますし、多分そうなるのかなりの人数行っていると思うのですが。

○高田総務省政策統括官付管理官 御指摘のとおりでして、実は年間の会議でJICAとかそういうものを含めた全体像という御指摘がありましたように、JICAに聞いてみたのですが、統計分野だけではまとめておりませんということでした。したがって、ここはいわゆる各府省に聞きまして、何人国際機関や各国統計局に派遣しましたかという数字でして、その中にはJICAのプロジェクトの一環として職員が派遣されているものも含まれているということでした。廣松委員、中村委員は残念ながらこの中には入ってはいません。

○樋口部会長 そういうものも含めて把握していけば、だんだんに少ない点が明らかになってくるでしょうから。

○廣松委員 その意味では、かつては、大変積極的なOB、OGの方がおいでになって、その方に聞くとはほとんどわかるという状況だったのですけれども、そういうことがなくなったりすると、確かにそういう情報がなかなかつかみにくくなっているというのが現状ではないですか。

○樋口部会長 一応、国際統計管理官室でそういうのは把握しているという御指摘ですね。

○高田総務省政策統括官付管理官 現状ですと、どれぐらい国際機関に派遣しているかとか、どういう案件でということ、各府省から報告という形で聞いている状況ですが、正直言ってOBなどにつきましては、なかなか各府省でも十分に捉えられていないところがあります。

○樋口部会長 というよりも、各国がどうなっているかという把握ですか。今、廣松委員のおっしゃったように、かつては熱心な人たちがそういうのを把握していたわけですが、そういう各国における状況とかも、この国際統計管理官室で担っていくという、本来の目的の一つにそれがあるとはならないかということです。

○高田総務省政策統括官付管理官 御指摘のところまで現状、なかなかできていないところがありますが、何とか努力していきたいと思っております。

○澤村総務省政策統括官付企画官 詳しくは後で補足していただければと思いますが、各国政府

とか統計組織の現状とか、こういう課題を持っているというのも毎年把握をし、それを取りまとめる形での各省との情報共有もしておりますが、先ほどの管理官のお話は、それが必ずしもパーフェクトなものかと言われたらそこまでではないという御説明かと思えます。

○樋口部会長　ですから、先ほどの資料3-1の最後のところでの御提案というのは、その連絡会議となっているけれども、連絡会議でそういったものをコントロールしていくためには、事実把握を国際統計管理官のところで行うという提案だと把握していないと、連絡会議を開いてもしようがないでしょうから、ということで提案いただいたと考えてよろしいですね。

○高田総務省政策統括官付管理官　情報共有については努めていきたいということです。

○樋口部会長　どうぞ。

○深尾委員　先ほどもお話しましたがけれども、アジェンダ設定とか、統計基準、例えばフラカティ・マニュアルを作るのに、日本がビューローメンバーで参加しているかどうかということについても、将来的にはつかまえるようにしていただければ。例えばそういういろいろなマニュアル作成のメンバーになっているかどうかとか、ある程度客観的な指標というのは作り得るので、そこら辺も進めていただければと思います。

○樋口部会長　確かに今、失業の見直しがILOでも進んでいますけれども、向こうで決まったものを受けただけではなくて、こちらの考えを反映させることも重要です。そういうのも多分出ているのでしょうか。

○高田総務省政策統括官付管理官　ILOということなので、厚生労働省や総務省統計局などが対応していると思いますけれども、関係会議には出席しているように聞いています。

○姉崎厚生労働省大臣官房統計情報部部長　ILOの会議に出席しております。

○樋口部会長　統計のほうの。

○姉崎厚生労働省大臣官房統計情報部部長　統計については、ILOの国際労働統計家会議に出席させていただく予定です。

○樋口部会長　そうですか。どれだけ国際貢献をしているのかというのをまとめていってほしいということで、これもどこかに基本計画として書くことにしたいと思いますが、よろしいですか。どうぞ。

○安部委員　具体的に私、統計委員会の委員をやっている期間にそういうことが1件あったということだけなのですけれども、やはりここにも出ている国際機関に関連することだったので、日本だけ数字がない。私はたまたま委員をしていたので、ある府省にお願いして出していただいたことがあったのです。

この連絡会議ですとか、あるいは政策統括官のほうで、何らかの全体の状況を把握なさったならば、別に委員をやっていない人がたまたまそういうところで日本の数字がないことが問題になっていることがわかったら、それで対応ができるという枠組みになっていくのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官付企画官　最後のところの考え方がよくわかっていないところもあるかもしれませんが、今、考えておりますのは、これまでの説明、御議論にありましたように、国際機関への情報提供というのは、これまでも私どもを通じた全般的なもの、各省個別のもの



ぞれ行われていた。それはそれなりに行われているのだけれども、その全体像が把握できていない。特に各省から直接各機関に提供されているものについては、必ずしも十分に把握されていなかった。ですからそこを把握していきましょうということです。

各省が対応している部分については二通りありまして、国際機関等が共通的な認識のもとに各省のデータを集めましょうという一定の合意などがあってそこに集めているものもあれば、一種の研究的な目的から、つまり新しい基準を考えようということで、研究的なものとして各省に協力を求めてというさまざまなケースがデータ提供の中にもあります。

まさしく、ここは委員が係わっておられるようなイノベーションとかも、まだまだ最終的な合意というよりは、一定の合意に従った研究途上という部分がありまして、そういった部分も含めまして、まず全体像を把握しよう。それから、先ほどありましたけれども、積極的に報告者等に負担がかからないような形で、データが既にあるということであれば、それに積極的に対応していこうという流れになるのではないかと考えております。そこは、今の取組を拡充、強化していこうという趣旨で次の基本計画には盛り込みます。

一方で私が少し考えているのは、外国にどれだけのどんなデータがあるのかというのを御存じの方もあれば、日本でももっとOECDとかに、各国幾らデータがあるよみたいな、国内向けの逆の提供みたいなこと。つまり、例えば農林水産業が世界的に見たらどういう状況になっているかなどがわかるような国内の情報提供というのも重要な話なのかもしれません。そういうのを見ていただいたら、委員がおっしゃるような、外国のホームページを見なくても国際機関のホームページを見なくても、どの部分が抜けているかわかるみたいなのところもあるのかもしれません。その辺をどこまで書き込むかというところは、今後の御議論かと思えます。

**○安部委員** 私が申し上げたかったのは、やはり外国の方が日本に興味を持ったときに、あるいはいろいろな国際比較などをなさっているときに、日本のデータは欲しいわけです。それがたまたまないとすると、そこで一つ印象が作られてしまうと非常によくない。つまり、そういう印象を覆すというのは一定期間時間がかかりますので、日本はデータが提供されていない国だというイメージを持たれてしまうのは、非常にマイナスである。できるだけ日本のデータを欲しいと思う人が、ある程度タイムリーに存在するデータを入手できるような仕組みがあればいいのかなと思います。

こういうことは比較的草の根のようなところがありまして、どこにそういうニーズがあるかというのは、上から見ているだけではわからないところがあるので、そういう情報をできるだけキャッチして、できるだけ日本の統計が世界で使われるようにできたらいいなと個人的には考えております。

**○樋口部会長** おっしゃる趣旨はよく理解できました。

ただ、これは外国の方に限らず日本人でも全く同じだと思うのです。研究者がこういう情報がどこにあるかということについて、これは国際化というよりも、まさにユーザーフレンドリーな情報提供をどう進めていくかというテーマの一つだと理解しましたので、ここでのグローバル化への対応というところではなくて、ユーザーフレンドリーな体制をどう作っていくかというところ

ろで扱ってはどうかと思います。

もう一つ、国際機関というのはやはり特別だと思うのです。これは認知された組織というところで、そこからどれくらい問い合わせがあつて、それにどれだけ答えたのかというような、これは各府省もそうでしょうし、総務省の政策統括官室もそうだろうと思うのですが、皆さんそれぞれ一生懸命にやっているのだらうと思いますが、そこら辺の実態が数値化していかないとわからないところがあつて、そういったものというのは、今のところ国際統計管理官室で把握していると思つてよろしいのですか。

**○高田総務省政策統括官付管理官** 先ほどの資料にも書きましたけれども、私どもが窓口になって適用しているものはもちろん把握し、前回は御報告差し上げましたが、各府省が個別におやりになっているものについては、必ずしも現状は十分に把握できていないところがあります。これにつきましては、きょう御説明いたしましたように、全体を把握できる仕組みを今後作ってまいりたいということです。

**○樋口部会長** わかりました。

そうしましたら、この組織を強化するという中において、そういう数字も捉えていくということをお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

**○樋口部会長** では、それはどこかで書かせていただくことにいたします。

よろしければ、このグローバル化についてはいろいろ御意見をいただきましたので、どうこれを具体化するかというところで、次回にでもたたき台を提示するときにこちらの考え方を示したいと思つています。今日いただいた案を尊重したものを示したいと思つていますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**○樋口部会長** ありがとうございます。では、そのようにしたいと思つています。

次に「基本計画の推進」の項目について今、提示されたことはまだ反映していないものになっておりますが、それについて事務局から案について示していただけますでしょうか。

**○澤村総務省政策統括官付企画官** 資料4、基本計画の推進について説明いたします。

これにつきましては、先日の議論の場で今後の方向性について御議論いただきましたが、今回は整理票という形で全般的なまとめをいたしました。

前回御報告しましたように、ここに掲げられているのは、一つは第3に掲げられております「研究開発の推進」という部分と、第4の「基本計画の推進・評価」という2つに分かれております。

これにつきましては、先日御報告をいたしましたように、平成24年度で第3の部分については、品質管理学会に要請した研究開発の取組があるという部分。

第4の事項につきましては、これまでも着実に取組を進めているというところまで御了解を得たかと思つています。

また、資料4の一番下の欄のその評価ですが、第3部分については、必ずしも十分でないのではないかという御指摘もありました。これにつきましては、ただしということで、現行基本計画

に掲げられた理念を踏まえつつ、新たな取組等の検討を行うことで御理解いただくというところまで御了解を得たところです。

本日新たに出しましたのは、この裏面になりますが、まず、今後の次期基本計画に向けた考え方ということで、先日この基本的な枠組みについては御了解いただいたということで、統計法第55条第3項という施行状況審議にかかわる規定の枠組みの中でいろいろな改善を図っていこうということです。大きくはそういうところで進めていこうということです。

第3の研究開発につきまして、まず、政府部内での取り扱いについては、関係府省におけるそれぞれの成果の情報共有として、統括官室を中心とした、十分な仕組みがありませんでしたので、情報共有の仕組みを構築していこうということです。

また、委員会としまして、現行の第4の部分は新たに取組んでいくということで、前提条件は、施行状況報告を受けて次の取組を実施していこうということです。

まず一点目が、これまで委員会発足以降諮問されていない統計につきましては、その施行状況報告に基づく実施状況を踏まえ、ここの部分については御議論があったところで、まず品質評価の要素。これは国際比較性といった観点も含まれておりますので、そういった観点も含めまして、品質評価要素に沿った見直しが進められているか。

また、基幹統計としての重要性、必要性を満たしているかといいますと、逆に言えば社会経済情勢の変化に応じて、そういった重要性や必要性に変化が生じていないかということを実証的に確認していこうということです。

2つ目は、本日委員会で農林業センサスの審議の際にも部会長から1点ありましたように、諮問審議の答申についての中で、今後の課題と書いて記述されている部分に一定期間とあえて書いたのは、例えばその調査を答申に従って実施してみて、その結果を検証するという場合も含まれますし、別途そういった実施を踏まえなくても研究、検討が始めていけるみたいな部分もありますので、一律に2年後3年後みたいな記述ができかねるということで、一定期間以上対応状況が確認されていない基幹統計に関するフォローアップを、計画的に今後していこうということです。また、委員による調査員への同行等によって実査の実情等を視察することによって、施行状況審議にも充実を図っていこうというのが2点目です。

3点目は、ここはまだある意味ペンディングの部分かもしれませんが、先日の話の中では、恒常的な組織を設置するのか、またどういう形でやるのかというのは必ずしも明確ではありませんでしたけれども、ここでは仮置きといたしまして、基本計画部会のもとにワーキンググループを設置するなどして、これは別に今すぐ設置しろという話ではなくて、そういう設置を含めてという意味合いで考えておりますが、その施行状況審議や個別の諮問審議において把握された府省横断的な技術的な課題。これは第3ワーキングでも欠測値や非対称推計の見直し等に係る議題については、当該府省だけというより、各府省横断的に係わってくる部分であろうということで、そういった事項については、研究に委員会としても関与していこうという御議論がありましたので、そういったものも含めまして、日本学術会議であるとか関連する学会等と連携を強化する方策をまず検討して、ここで方策を検討すると書いているのは、次期計画が始まってすぐにこうしよう

というものではなくて、どういう取組がいいのか一定のこの委員会における検討があって、その後、実行を図っていくというイメージで現在のところ仮置きとして整理しております。

私の報告は以上です。

**○樋口部会長** ただいまの説明につきまして、御意見がありましたらお願いします。

③の今の対応のところ、ワーキンググループを設置するという、先ほどユーザーフレンドリーなということもありましたし、前回北村委員からも研究者であるとか、あるいはその関連の方々からの意見も吸い上げる必要性もあるのではないかとということもありましたので、このワーキングでそういったものも役割を担っていくことを考えてはどうかと思いますが、ただ、これはそれで決定ということではなくて、その進め方について、次期基本計画、冒頭のところになるかと思えますけれども、初期の段階でそれを決定してもらう形にしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

深尾委員、どうぞ。

**○深尾委員** これも3点ぐらいあるのですけれども、全部3番目の研究に関連したことです。

1つは、第1ワーキンググループで議論したのですが、やはり経済センサス-活動調査の結果が今回間に合わなかったので、結果を見て次の基本計画を立てることができなかった。けれども、次の基本計画までは待てませんので、その結果を検討して、経済統計全体をどう整備していくかということは、是非どこかで議論する必要があるというのが第1ワーキンググループの強い意見だと思います。

例えば多角化とか本社機能とか対外直接投資なども意外に多いとかいろいろわかってくるのだと思いますが、わかってきたときにそれに対応してどう統計整備をするかということは、是非書いておいてほうがいいのかと思います。

2番目は、統計技術的な課題に関する研究と書いてありますけれども、もう少し広く、経済社会のニーズに対応した統計整備に関する研究をすべきだと思います。技術的なことだけではなくて、統計の品質ということを考えるときにも、社会のニーズにいかにか合っているかが非常に大事だと思いますので、例えば先ほど出たマイナンバー制にせよ、非正規雇用の問題にせよ、そういう深刻な問題にいかに対応するかという研究ができる体制を作ることが必要なのだと思います。

3番目、これは第3ワーキンググループで議論されているのだと思いますけれども、やはり総務省統計局の研究開発能力を高めることをどこかに書いていただく。これは第3ワーキンググループの結果待ちなのかもしれませんが、是非書いていただければと思います。

先ほどの御説明で「検討する」に③の最後はなっていますけれども、検討するだと、検討しましたで実施済みになってしまうので、やはりこれは研究が必要なのではないのでしょうか。次の基本計画にこういう研究をやるということはちゃんと書いておいたほうが私はいいような。第1回目の基本計画の経験から見て、検討するだけでは不足なのではないかと思えます。

以上です。

**○樋口部会長** 過去の反省を含めての御意見だと思いますので、やるべきことはちゃんとやるということを明示して、検討に留めずとしたいと思えます。

○澤村総務省政策統括官付企画官 今の御提案に対しましては、事実関係がはっきりしているところだけ状況を御説明いたしますと、多分経済センサス - 活動調査の実施状況を把握する場については、2番目の一定以上確認できていないというのはともかくとして、施行状況報告の審議がございませう。これまでは基本計画に書かれてあることだけをできたかできなかったかみたいな話の場でしたが、確報が公表されたという施行状況報告があれば、もう少し詳しくその状況を施行状況報告の審議にあわせて把握するという事は可能と思ひます。

2点目のところは、まさしくニーズに応じたという品質保証などでも一番の根本になっているので、そういったところも事務局としても必要ではないかなと考へます。

3つ目の総務省を中心とした研究につきましては、第3ワーキングにおきましても、研修所であるとかセンターというところを含めて、研究機能を充実するような取組を進めたいと今、議題になっているところだす。

4点目は、御指摘のとおりだと私も思ひます。実施まで書き込まないと、検討するだけでは不十分かなという気がいたします。

○樋口部会長 どうぞ。

○深尾委員 1点目なのですけれども、経済センサス - 活動調査というのは、経済センサスをちゃんとやりましたというフォローアップの問題だけではなくて、御承知のように経済統計全般の設計にかかわる問題なので、フォローアップのところにも収まり切るかどうかというのは、私はやや疑問かなと。そこを広げて書いていただくのか、3に入れていただくのか、何にしても次を立てるに当たって一番経済統計の面で残念なことは、結果を詳しく検討して次の計画が立てられなかったことなので、そのことについては、次の基本計画期間の早い時期に見直して、経済統計全般をどう改善しているかということ議論する場が必要だと思ひます。

○樋口部会長 統計委員会の仕組みからして今、基本計画を作成し年々はそのレビューをする。

もう一つは、総務省あるいは本日ですと厚生労働省から出ました諮問を受けて、それに答申をする。特に2つ目については、非常に受け身の行動しか統計委員会は基本的にとれないということであったのですが、過去3期の反省を踏まえて、むしろ積極的に働きかけることを現行の法律の中で、どういう仕組みとして作れるかということで、御指摘いただいたことも今、考へておりますので、フォローアップあるいはここのところ審問されていない統計についてもこちらからとか、あるいは答申の中に書かれた課題についても、こちらからそれを問ひかけることができる仕組みを入れていこうと考へております。その一環として、御指摘のような体系化の問題ということについても、随時発言できるところを模索したいと思ひます。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 今、樋口委員長からお話があったのですけれども、長期間にわたって諮問していない基幹統計について、フォローアップということですが、逆に調査を変更しないのであれば諮問しなくていいということですと来てしまうと、実際の利用状況とか、そういうところをきちんと示してもらって、何らかの形で統計委員会のチェックが入る仕組みというか、必ず調査するたびに、たとえ調査方法は変わってなくても、こういう利用実態がありますという、実際に役に

立っていることを示さないと次に行けないという仕組みとかを考えたらいいのではないかなと思います。

○樋口部会長 具体的にどうするかというところとあわせて、最大の課題だろうと思います。どうぞ。

○廣松委員 今回の御議論はまさにそのとおりだと思いますが、ただ現行の基本計画を作るときに一つの前提だったのは、審議会のときからそうだったのですけれども、法施行型という位置づけなのです。法施行型というのをストリクトに捉えると、やはり調査実施者から諮問が上がってこない、委員会としては審議できないというかなりストリクトに解釈していた部分があると思います。それを基本計画という形で、委員会が調査実施者等に対して積極的にコミットできるような手段を、統計委員会は手に入れたということだったと思うのです。

したがって、1期目の基本計画もほぼ終了しつつあって、2期目のときにその基本計画というのを、言葉は悪いですが、どううまく使っていくかということだと思っております。そこはこの基本計画部会もそうでしょうし、委員会として積極的に考えればいいのではないかなと思います。

それと関連して、細かい揚げ足をとるようなところで恐縮なのですが、②の2行目の「また」以降なのですが、これもかなり限定し過ぎている印象を受けます。

まず、「基幹統計調査の試験調査を活用して」と言っているが、基幹統計調査の中で試験調査を行っていない調査もたくさんあります。基幹統計調査あるいは代表的なとか基本的なとか一般統計でも構わないと私は思うのですけれども、要するに主眼は、統計委員会委員が統計調査員の同行等により統計調査の実施現場の実情視察等を行い、その次も統計法施行状況審議に活用するのではなくて、まさに諮問、答申というか、あるいは統計委員会全体の議論の中でその知識を活用するというのが私の言いたかった趣旨で、ここでは統計法第55条に基づく同法の施行状況についてという、一番上に限定条件がついているからこうなっているのかもしれませんが、「また」以降のところをこういう形に限定するよりも、もう少し広めに解釈できる書き方に変えたほうがいいのではないかなと思うのです。

○樋口部会長 ありがとうございます。

前者のほうにつきましては、まさにそのとおりなことだろうと思います。統計法の改正までいくと大変なことになりますので、現行法の範囲の中においてこちらから積極的に発言できるものを、基本計画の中に仕組みとしてどう作っていくかということで、そういう場を設けたいと考えておりますので、そこは鋭意議論していきたいと思っております。

2番目の具体的なところで、②のまた以下ですが、試験調査に限定した理由は何かあったのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官付企画官 特にございませませんが、フォローアップという意味からも試験調査はその具現化というところにありますので書いておりますが、広くということであれば、ここは削除しても意味は通じるのかなと思います。

ただ、基幹統計調査だと委員会の審議対象ですので、経常調査であれば毎月行われているわけですから、そういう試験調査だけではなくて、機会をつかまえて経常調査の際にもという御趣旨

であれば対応可能かと考えております。

○樋口部会長 文章はこちらで考えさせていただきますが、基本的な考え方として限定し過ぎていることについて、見直しをしておきます。

○廣松委員 同時にこれはどちらかという、もちろん基本計画の中に書き込むこと自体私は賛成ですが、いわば統計委員会内、委員自体の努力目標というか何かでやって、必ずしも法施行状況報告の審議に活用するためだけではない、もっと一般的な意味で統計調査の実施、現状、現場の実情視察をやるべきであろうということです。

○樋口部会長 こう書いてあると予算上とかでやりやすいところもあると考えますが。よろしいですか。それは検討させていただきます。

ほかにどうでしょう。

椿委員、どうぞ。

○椿委員 先ほどの第4部分というのは、統計委員会が行うことに関する基本計画上の書き込みかと思うのですが、先日も少し申し上げたのですが、基幹統計に関しては、PDCAが回っていることをそもそも各基幹統計が法施行状況の段階で報告するという部分があれば、先般は自己点検、自己評価という言い方をしましたけれども、それを自然と統計委員会がチェックすることが常に可能になるのではないかと思うのです。

やはり部会長がおっしゃられましたように、法の枠組みを超えてこの法施行状況をフル活用するためには、逆に各府省側が持っている基幹統計に対して、どういう行動をするか統計委員会に報告していただくかということ、これを補強するために加えられてはいかがとは思っています。

○樋口部会長 これはかなり大きな提案だと思います。

○澤村総務省政策統括官付企画官 考えます。

○樋口部会長 相談します。

ほかにどうでしょう。

いろいろ御意見いただきましたので、これにつきましても、まだ煮詰まっていないところもありますし、今のようなペンディングのところもございますので、随時皆さんの御意見も反映させたものにしていきたいと思っております。

それでは、次の「統計分類等の見直し」の項目について説明をお願いします。

長丁場になってきておりますので、これが終わりましたら休みを入れます。

○澤村総務省政策統括官付企画官 御手元の資料5につきまして御説明いたします。

これも先日の本部会であらあらの整理をさせていただいたところですが、統計基準の設定という部分につきましては、統計基準を用いる効果が本文に記述されておりまして、別表には当面検討を行うべき取組が記述されていましたが、既に平成23年度までに措置可能なものは全て措置したということで検討をすべきと言っていた部分も、平成23年度の審議状況に関する審議結果において妥当とされていることから、おおむね計画に沿った内容の取組が進められているところまでが今回の評価になるかと思っております。

ただ、ここには明記しておりませんが、次期基本計画に向けては、現行基本計画に掲げられた

いわゆる統計法に規定する統計基準に関しましては、取組はほぼ終わっているのですが、先般御議論いただいた基本的な視点の一つでもある統計相互の比較可能性の向上というために、いわゆる統計の分類、区分といったものについて取組をしたらどうかという意見がありました。これはある意味、基準というものではなくて、分類というところでの取組を決めたらどうかという御提案です。

基本的な考え方の1番目は、そういった観点から今、第1ワーキンググループで御議論いただいております「日本標準商品分類」にサービスを含めた分類のあり方、改善の仕方みたいなどころと、第2ワーキンググループで議論されており、本日も議論が予定されております、従業上の地位といたしますか、従業者の区分といたしますか、調査上の区分といたしますか、そういったものについて目的であるとか報告者負担等も考慮した上で、見直しを図っていこうということが第1点でございます。

2つ目が、いわゆる表章の区分。

これは第2ワーキングでも議論されているところですが、必要に応じて、例えば少子高齢化であれば、ゼロ歳児未満をもって老齢の状況であるとか、そういうところはもう少し細かい区分表章があってもいいのではないかとか、高齢者の状況を見るところでは、年金の受給開始年齢前後のようなどころは、各歳別に可能であれば出したらいいのではないかとといった表章区分の充実を図ろうということなんです。

先般の御議論では実態が必ずしもわからないところもあるのではないかとということで、先般の御議論も踏まえて実態を把握し、統計の有用性の向上、ニーズ対応の観点から、必要に応じて見直しを図る。必要に応じてというのは、余り報告者に負担をかけずに、表章上の工夫等に応じてやっていきたいと思いますというところが第2ワーキンググループを中心に御議論されていますので、そのあたりを加味した記述になっております。

ここにつきましては、第1、第2でも最終的な議論が取りまとめられたら、専ら1のところかと思いますが、整理が必要と考えている次第です。

事務局からは以上です。

○樋口部会長 御質問、御意見をお願いします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 ①のところですが、統計相互といった場合の統計が、外国統計を含むものであればよろしいのですけれども、そうは読めないで、やはり国際比較可能性ということも含むべきではないか。

以前これについて議論したときにも、国連のCPCと北米のNAICSとヨーロッパのCPA等を見つつ検討したこともありますので、この次に検討するときも当然そういうことが必要であろうと思われまます。

○樋口部会長 ありがとうございます。

これは先ほどの議論も関連してきますが、第2-2の頭のところで国際比較可能性と言っています。



これもよく読むとかなり自肅的ですね。可能な範囲で見直しを図るなんて、可能な範囲なんていうのはもう決まっていますので、言わなくてもその範囲しか見直せないから、これも取っていないのではないですかね。考慮した上で見直しを図るで。

よろしいですか。

逆に書いていないところで追加すべき事項がございましたら、これも御指摘いただきたいと思っています。

もしよろしければ、今、御指摘いただいたものを反映させて取りまとめていきたいと思っています。

それでは、少し休みを入れたいと思います。開始を14時45分といたします。どうもありがとうございました。

(休 憩)

(再 開)

○樋口部会長 それでは、審議を再開したいと思います。

皆様の御協力で、これまでのところは予定した時間どおり進んできております。

それでは、事項別に審議いたしました「次期基本計画に関する基本的な考え方」と、各ワーキンググループで審議された事項を全体としてどのような形で整理していくかということについて、審議したいと思います。

これにつきましても、事務局と相談しましたので、その結果を説明してもらいます。お願いします。

○澤村総務省政策統括官付企画官 御手元の資料6という横長のペーパーで御説明したいと思います。

これまでの各ワーキンググループでは、ワーキンググループの審議結果を、本文と審議結果整理票で構成する形で審議が行われました。審議結果整理票は、本日も使用させていただきましたし、各ワーキンググループでもその取りまとめに当たって、同じ様式を使って取りまとめを行っております。

ワーキンググループの結果の本文につきましては、これまでの取組状況や評価、次期計画に盛り込む理由、必要性、基本的な考え方、方向性がそれぞれ項目ごとに整理されております。そして、その基礎となる審議結果整理票は、削除、整理されるような項目や新しい項目についても作成するという形で、各ワーキンググループにおける合意が整っているかと思っております。

そういった各ワーキンググループの審議結果報告、当基本計画部会のこれまでの審議結果をベースにいたしまして、次の計画に関する基本的な考え方。これは平成24年度の施行状況審議結果報告を兼ねて、次の計画に向けた基本的な考え方を整理するという最終的な取りまとめをしてはどうかと考えている次第です。

ですから、左側にありますように、当部会の審議結果や各ワーキンググループにおける審議結果を次の全体的なものに整理していくという作業を、今後各ワーキンググループの審議結果報告

ができた段階で進めてはどうかと考えております。

その最終的なまとめは、左側にありますように、基本的な考え方については、大体「はじめに」というところを除いて4部構成と考えております。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の進捗状況を踏まえ、次の基本計画の回答を見据えて「施行状況に関する審議結果として、次期基本計画に関する基本的な考え方を整理する」といった今回の取組の概略を「はじめに」の部分に記載する。

1の「施策展開に当たっての基本的な視点」は、先般当部会で御議論いただきました「統計の有用性の確保・向上」といった現行計画の目指すもの、全面改正されました統計法の理念等を継承いたしまして、今日も御議論がありましたが、統計相互の整合性であるとか、国際比較可能性、経済・社会の環境変化への対応、効率的な統計作成、統計データの透明化・オープン化といったところを基本的な視点として、施策展開を進めてまとめていこうと考えております。

そして、先ほどの議論の中でも御説明申し上げましたように、この中で、例えば経済・社会の環境変化への対応というところにおきましては、ジェンダー統計の整備、推進であるとか、少子高齢化対応であるとか、地域統計の充実、支援といった部分とか、サービス統計、企業統計の体系的整備といったものが含まれる。

国際比較可能性でいきますと、先ほどからお話が出ていますように、2008SNAの対応を含めて、さまざまな国際基準への対応、可能性の検討という部分が入ってくるかと考えております。

効率的な統計作成、統計データの透明化・オープン化はそのままです。

そういった基本的な視点を踏まえて、第2「公的統計の整備」という部分。

これは主に、第1ワーキング及び第2ワーキングで担当されている審議部分になるかと思えます。一部基本計画部会で直接やった部分もありますので、そういったところもあわせて、さらなる取組の発展・充実が必要なものについてはその方向性であるとか、新たに取組むべき、重視すべきものがあればその方向性等を書いた上、こういう考え方で進めていこうというところをまとめていく。

この際には、先ほど申しましたように、例えばデータベースに関連した部分については、可能な限り第1ワーキングでの議論、一部第3ワーキングでの議論等も加味しながらこの基本計画部会における議論を中心に整理しまして、なるべくわかりやすくという形で取りまとめたいと考えております。

3の「公的統計の整備に必要な事項」というのは、主に第3ワーキングが担当されている部分ですが、2の取組の基盤となる事項について、2の部分と同じように、取組の発展・充実が必要なもの等について整理していくと考えております。

ちなみにこの1、2、3の部分は、統計法の基本計画に関する規定の中にも示されており、法の規定を踏まえて整理していくことになるかと思えます。

また、4の「基本計画の推進」という部分は、現行の第4の基本計画の推進、評価等という部分ですが、評価と推進というよりも評価しながら推進していくのは当然のことと考え、ここではあえて推進、評価と書かずに、評価も含めた推進ということで「基本計画の推進」という形で整

理し、基本計画を推進するための基本的な考え方であるとか、先ほど御審議いただきました新たな取組等を加えていこうと考えております。

これにつきましては、今後各ワーキンググループの審議結果、報告が取りまとめられましたら直ちに作業を進めて、できれば各ワーキンググループ報告が行われる予定の次回基本計画部会9月18日の際には、こういう形で最終的に整理しましたという形でお示しし、御審議いただける形で提示したいと考えている次第です。

私からの説明は以上です。

**○樋口部会長** ありがとうございます。

この資料6のように取りまとめていきたいと考えておりますが、本日いただいた御意見もありますので、それを反映させた形で修正はあるかと思いますが、基本的にこういう方向でどうだろうかということですが、いかがでしょうか。御意見をいただければと思います。

今回は、もう既にありましたように、統計法の解説の部分は省略するというので、冒頭から統計の質の向上という視点を全面的に押し出して、それに基づいてこういう記述をしていったらどうかということです。

よろしいでしょうか。まだそれぞれのワーキンググループにおきましては、審議も継続しておりますので、その点、取りまとめの報告は次回の基本計画で行ってもらいますが、基本的な考え方の特に2、3の部分にどのような事項が入ってくるのかということ。これは各ワーキンググループの座長から、各ワーキンググループで審議した主な事項について簡単に説明をお願いします。

では、まずは第2ワーキングの津谷委員どうぞ。

**○津谷委員** では、まず第2ワーキンググループの審議の進捗状況について簡単に触れながら、主な審議事項についてまとめたいと思います。

第2ワーキンググループでは、これまでタスクフォースの会合1回を含め、計5回の審議を実施いたしました。本日この基本計画部会終了後、もう一回ワーキンググループの会合を開催する予定になっております。

そこでは、国勢調査等残された課題・項目の審議を行い、その後タスクフォースにおいて審議をいたしました。先ほどからも何度も出ております「従業上の地位」のさらなる審議と整理、そしてこれまでの審議結果の整理票に係る審議を予定しております。

最終となる9月3日に予定しておりますワーキンググループの次回会合では、基本計画部会への報告内容についての審議と取りまとめを予定しております。

まず今までの主な審議事項についてご説明しますと、従前の少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計、及び暮らし方の変化に対応した統計などについてですが、関連する項目は新たな項目として統合をすることや、充実・発展が必要な事項は、取組の重点化を図るという方向でおおむね御了解を得ているところです。その詳細については、本日のワーキンググループの会合で審議をする予定になっております。

先日の基本計画部会でも御報告し、また先ほど審議された比較可能性を考慮した分類の見直しでも触れられましたジェンダー統計や、各歳別の表章につきましては、統計の有用性の向上とい

う観点から、全体的な視点として取り上げるという結論が出ております。

国際比較の可能性向上の観点から、欧州統計家会議やILOにおける国際基準の改定状況を踏まえながら、関連する統計の見直しを検討する必要があるという結論が出ております。

タスクフォースで審議をいたしました「従業上の地位」については、厚生労働省から提案された事業所調査における労働者の区分の変更案について、世帯対象調査等の関係も含め、本日のワーキンググループの会合で審議をする予定となっております。

以上でございます。

○樋口会長 廣松委員、お願いします。

○廣松委員 第3ワーキングのほうではこれまで5回審議を行いました。

前回8月19日のワーキングの会合では、統計ニーズの継続的な把握、活用、統計リソースの確保及び有効活用等の審議を行い、第3ワーキンググループが担当する全ての項目が一通り終了いたしました。

その上で資料6の第3ワーキングのところは、統計基盤と書いてございますが、その意味では別の表現をすると横断的な課題に関する審議になります。

最終回でとなる次回9月2日開催予定のワーキンググループでは、これまで審議した事項の審議結果の整理票をもとに、ワーキンググループ全体の取りまとめに合意していただく予定です。

もしそこで調整が十分できなかった場合には、次回の基本計画部会へ報告前に調整を行い、確定したいと思っております。

第3ワーキンググループの主な審議事項は大きく7つありまして、1つは統計の評価を通じた見直し、効率化についてです。

これについては、公的統計の品質保証はある程度実現したわけですが、プロセスに関してはまだ必ずしも十分ではない。その意味で、プロセス保証の導入に向けた検討の実施が必要であるというものです。

2番目として、行政記録情報の活用についてですが、行政記録情報等の活用についての確認、検討の原則化。これは既に現行基本計画に明記されているわけですが、それと直接的な利用が困難な場合の特別集計による活用の原則化の基本的な取組をさらに定着することが必要であるというのが2番目です。

3番目としては、統計データの二次的利用等についてですが、これはセキュリティーレベルやデータの匿名性の程度に応じた利用形態ごとに、その特性を勘案した取組を提言したいと思います。

具体的にはオンサイト利用とか、あるいはプログラム送付型等の利用形態に関しての、その具体的な提供の方法に関して取組を提言したいと思います。

4番目として、統計データの共有、提供の推進についてですが、これは政府統計共同利用システムの統計データベースへの各府省からの登録データへの拡充。さらには今日も話題になりましたけれども、プロファイリング等、統計データの高度利用の促進のための措置。さらには、利用者への利便性の向上方策についてもまとめたいと思います。

5番目として、災害発生時等の適確な対応、緊急ニーズですが、それについては、大規模災害等が発生した際の府省、あるいは地方自治体間の情報の連携の体制の整備、統計調査員の安全の確保、集計・公表における課題解決、具体的には欠測値等の補正をどうするかという技術的な問題も含めまして、その取組を進めるということです。

6番目として、統計リソースの確保及び有効活用については、基本的な取組方針として、不断の努力が必要であろうと。

専門家集団の編成にかわる既存の組織、機能等を十分に吟味した上で有効に活用できるような手だてを提唱したいと思います。

7番目としては、統計職員等の人材の育成・確保についてです。

これについても、ある意味で永遠の課題ですので、基本的な取組方針として、さらなる定着あるいは努力をお願いしたいと同時に、今回総務省統計研修所が場所も移動することもあり、その研修内容等について現在鋭意検討していただいておりますので、その研修内容等の充実を提言したいと思っております。

一応、第3ワーキンググループの主な審議事項は以上です。

**○樋口部会長** ありがとうございました。

深尾委員、お願いします。

**○深尾委員** 第1ワーキンググループでは、これまでタスクフォースの小会合を含め、計8回の審議を実施してきました。

前回のワーキンググループ8月19日開催では、SNAタスクフォース、中村委員に座長をしていただきました。産業関連統計タスクフォースは西郷委員に座長をしていただきました。この両タスクフォースからの報告や、各府省からの新規提案事項への対応を含め、整理票に基づいて一通りの審議を終了しました。

一部事項については、前回の意見等に基づいて委員、審議協力者、関係府省、事務局間での調整が残っていますが、方向性についてはおおむね承したという状況になっています。

最終となる次回ワーキンググループ9月12日開催予定で、部会への報告内容を確定する予定です。

主な審議事項としては、国民経済計算については、精度向上の取組と、2008SNAへの対応による国際比較可能性の向上を図ることを目指して考え方を取りまとめました。

従前、現行の基本計画で非常に多数の項目が上がっていたわけですが、これを再編、整理してまとめるという方向になっています。

SNAと一次統計作成府省との連携強化についても工程表というか、時間軸の考え方や、情報の共有等を含めて、具体的な推進を進めるべく、考え方の調整をさらに行っているところです。

産業関連統計タスクフォースについては、タスクフォースから上がってきた報告では、基本的な論点として、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に関する論点。

先ほどもお話ししましたが、経済センサス-活動調査の結果がまだ出ていないということもあって、今後検討が延ばされている点もあるわけですが、その柱とサービス統計の整備の

問題、企業活動に関する統計の整備の問題。

例えば企業活動基本調査でカバーされていない産業の企業の活動をどのように把握していくかという問題。産業関連統計の整備の関連事項。例えば売上高の把握における消費税の扱いの問題等について考え方を取りまとめました。

部会から審議を依頼された経済センサス - 活動調査の中間年調査のあり方について、事業所母集団データベースの整備との関係、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備の検討との関連を踏まえた審議を行いました。

第1ワーキンググループ自体の中で、これは審議協力者の方にも参加していただきながら、環境統計、観光統計の施行状況について審議した上で考え方をまとめています。

先ほどお話しした各府省からの新規提案事項としては、財政統計の整備に加えて、国際的な調整が進められているSDDSPPlusへの対応を含め、財政金融統計の整備について審議しました。

また、府省からの新規提案事項として、これ以外に交通に関する統計の整備。建設、不動産に関する統計の整備について項目を立てることになりました。

以上です。

**○樋口部会長** ありがとうございます。

今、それぞれのワーキングの座長からお話があった内容を、この資料6でいいますと、2とか3というところで扱っていきたいと考えております。

また、これは基本計画部会で出ましたワーキングを超えた共通の問題として幾つか出ているかと思いますが、それもあわせてどこかで記述していきたい。

1つは、個別調査を超えたそれぞれの調査時期の平準化の問題ということはどう扱っていくか。さらには、諮問、答申以外のものも含めたPDCAの進め方、個別統計の質の向上ということについて。さらには、先ほど品質保証のプロセスのところに出てきましたが、要は調査方法とかあるいは調査対象。そこにおけるランダムであるとか、各基幹統計における扱いがどうなっているかということも、検討の重要ポイントになるかと思えます。

あとは、これもそれと一部関連しますが、統計委員会としての研究をどう進めていくか。これにつきましては、各研究者からのニーズ、あるいはどうやればユーザーフレンドリーな統計の提供ができるかという仕組みの問題も含めて考えていきたいと思えます。研究につきましては、廣松座長からも出ました統計研修所における充実の問題ということも関連してくるかと思えますが、そういう形です。

さらに本日出ましたものと、マイナンバーとの関連をどう扱うか。これについては、まだ十分な議論がなされておりませんので、今後相談していきたいと思っております。

以上が大体の取りまとめの方向性ですが、何か御意見はありますでしょうか。

廣松委員、どうぞ。

**○廣松委員** 言い忘れた点で、第3ワーキンググループの中で、先ほど御紹介をした事項以外に、統計教育の議論もいたしました。

幾つか先駆的な取組もなされておりまして、これは時間がかかるかもれませんが、そういう

地方公共団体、あるいは各府省において取り組んでいる統計教育の点に関しても、少し記述したいと思います。

確か今年は、日本統計学会で東京都の教材に関して表章がなされると聞いておりますし、そういうベストプラクティスのようなものを集めることができればと思っています。

**○樋口部会長** あとは、調査実施部局間の連携。結局統計の体系化との関連になってくるかと思いますが、中において統計委員会が中心的役割を担わなければいけないところもあると思いますので、そことの関連も記述していこうと思います。

**○廣松委員** まさに今の点で、先ほど周期調査の議論を取り上げていただきましたけれども、第3ワーキンググループの中で、特に地方公共団体のほうから、どちらかという仕事の平準化という意味での周期の再調整というかなり強い意見が出されましたが、やはり基本計画全体にかかわることなので、この部会で審議していただければと申し上げた次第です。

**○樋口部会長** 今後のことになりますが、一応、統括官室で1年間についての諮問、答申というのは、あるいは実施時期というのはそれぞれの府省から報告いただいて、計画案ですけども、そういったものはまとめてきているのですが、それにしても1年では短いのではないかと、例えば周期調査は、ある程度見通しが立つのではないかと思います。もちろん変更が事情によって発生するということはあると思いますが、おおよそのところのそれに基づく平準化ということも考えていかなければいけないと思います。でないと、実施部局に全部集中してしまうということが有り得ます。強い御意見がありましたので、そこら辺もあわせて考えていきたいということです。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。よろしければ、これまで説明がありましたように、基本的な考え方は、現行の基本計画における取組状況の評価を踏まえながら、さらなる取組の発展、充実を図ることが必要な事項、及びその方向性について、どのように次期基本計画に反映していくか。さらに新たに基本計画に盛り込むべきと考える事項について、取組の方向性を整理していきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

**○樋口部会長** では、そのようにさせていただきます。

予定よりも大分早く進んでまいりましたが、もう皆さんお疲れだとは思いますが、本日の審議につきましては、これまでとさせていただきます。

それでは、次回は各ワーキンググループから審議結果を取りまとめたものを御報告いただくとともに、基本計画部会として取りまとめる次期基本計画に関する基本的な考え方の案について審議を行っていききたいと思います。

最後に日程について御連絡をお願いします。

**○村上内閣府統計委員会担当室長** 次回の基本計画部会につきましては、9月18日16時から本日も同様、この会議室において開催いたします。詳細は追って御連絡申し上げます。

**○樋口部会長** 以上をもちまして本日の基本計画部会を終了いたします。

どうもありがとうございました。